

議長（茅根猛君） 次，4番深谷渉君の発言を許します。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 4番公明党の深谷渉でございます。最初に，再びこの壇上で質問をさせていただけることに對し市民の皆様感謝申し上げますとともに，市民福祉の向上，安全，安心で人が輝くまちづくりを目指し働いてまいりますことをお誓い申し上げます。市長 教育長を初め，執行部の皆様もよろしくお願ひ申し上げます。

最初の質問でございます。高齢者の所在不明に見る問題点についてでございます。

生存していれば111歳になる男性の白骨遺体が都内で発見されたことに端を発する高齢者の所在不明が，この夏大きな社会問題になりました。現在も時々高齢者所在不明の報道に触れ，一刻とこの深刻な状況が伺い知れます。この背景には，家庭や地域関係の希薄化が指摘されていますが，行政自身の課題も浮き彫りになりました。今回の問題を高齢者に關係する行政のあり方を見直す契機とすべきとの考えから以下の質問をさせていただきます。

最初に，本市の高齢者所在不明問題について，その実態をお伺ひいたします。本市の100歳以上の高齢者は40人で，すべて所在の確認がとれているとお聞きしています。その点で，本市において地域での見守り活動，コミュニティの崩壊はないなど安心いたしました。戸籍上における100歳以上の現状はどのようになっているのでしょうか。市長の議会招集のあいさつの中にも若干触れておりましたが，細かいご答弁をよろしくお願ひいたします。

続きまして，100歳未満の独居老人等の掌握についてでございます。100歳以上の高齢者ばかりが問題になっておりますが，私は，100歳未満の高齢者の安否確認こそ，これから行政が手を打っていかねばならない問題だと考えております。

三重県の鈴鹿市では，全国に先駆けて，75歳以上で100歳未満の所在確認調査に積極的に乗り出しました。そこで本市として，100歳未満のひとり暮らしの高齢者等の確認に関して毎年どのようなことを行っているのか。また，今回の問題を踏まえ，どのような改善を図ってきているのかお伺ひいたします。

続きまして，地域住民の見守り活動等の取り組みを具体化する地域福祉計画の策定についてであります。平成12年に改正された「社会福祉法」では，地域福祉の推進が社会福祉を増進するための重要な柱の1つとして位置づけられ，各市町村に地域福祉計画の策定が義務づけられました。この計画には，高齢者の孤独化を防ぐ地域住民の見守り活動など各自治体が地域福祉の方針を定め計画していきます。

厚生労働省の発表によりますと，この計画が平成21年度までに策定終了している自治体は48.5%，策定予定を含めると64.2%であります。残りの35.8%の自治体は策定未定となっております。茨城県内では1市4町村がこの策定未定となっております。その1市が常陸太田市になっておりました。そこで本市の地域福祉計画策定予定のスケジュールの計画と，今後どのような計画をどのように作成していくのかその方向性をお伺ひいたします。

続きまして，地域とのつながりに関し，その補完体制の施策についてでございます。朝起きたら「黄色い旗」を玄関先に掲げ，夕方には家の中にしまう。旗がかかっていないと近隣の人が訪

問して、「どげんかしたかえ」 ちょっとイントネーションが違うと思うんですけども と 安否を確認する。大分県国東市吉広地区で続けられている「黄色い旗運動」であります。お年寄りだけに限らず全世帯で取り組むようになり、悪質な訪問販売もなくなり地域の警戒心が高まった。みんなが旗を気かけ、住んでいる人のことを思うようになったと言っております。実は、高齢者の見守りは建前で、地域での会話を増やすのが本来の目的であるそうです。

ヤクルトグループは、全国約150の自治体などから高齢者らの見守りを兼ねた配達の委託を受けております。東京都足立区では、区社会福祉協議会が年間約800万円の飲料代を全額負担し、約800人が利用しております。「顔を見て安否確認することが大切、しかし行政や民生委員だけで地域の高齢者を見守っていくには限界がある」と同協議会の方のお話であります。

本市にこのような高齢者の見守り、地域とのつながりを補完している事業はどのような事業があり、その現状に対して本市としてどのような効果が出ているとお考えなのかお伺いいたします。まだまだ不十分だとしたら、今後どのような施策が必要であるのかご所見をお伺いいたします。

2つ目に、空き地、空き家の適正な管理についてでございます。

私は、前回6月定例議会で定住移住者への空き地の提供について質問をいたしました。今回は空き家、そして空き地が地域の住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれが生じている場合の行政の対応と今後の対策について伺います。

この問題は、昨年12月定例議会でも同僚議員が質問をしております。しかし、本市の対応は従来と変わらないのが現状であります。私も空き地の雑草の問題、そして空き地へ廃棄物が置かれ環境に害を及ぼすおそれの問題、自宅の前が空き家になり、倒壊や火災があったら不安であるとの相談を受けております。そこで昨年12月の定例会以後、本市の空き地、空き家の現状の把握はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、空き地、空き家に関する市民の声に対し、行政側の対応であります。現在、本市では「消防法」の観点からの対応以外にないということではありますが、具体的な対応をどのようにされてきたのか。そして、本年度の対応について何か工夫されたことがあるのかお伺いいたします。

続きまして、空き地等の適正管理に関する条例についてであります。少しこの条例の背景について触れたいと思います。

国レベルでは、空き地の適正管理に関する法律は制定されておりません。そのため自治体では、1960年代には空き地の適正管理に関する条例が制定されはじめ、最近でもこの条例が制定されております。近隣自治体では、水戸市で昭和50年に制定、ひたちなか市で平成6年に制定となっております。この条例は、当然空き地の適正な管理を確保するための条例であり、住民の安全や生活環境を保全することなどの目的で制定されます。

条例のタイプを大まかに分けると2つのタイプがあります。1つは雑草繁茂対応型で、市として雑草等の繁茂を除去することで空き地の適切な管理を確保するタイプの条例。もう一つは総合管理型で、雑草繁茂以外の不適切な空き地の管理状態をも含めた総合的に管理するタイプの条例があります。

空き地の適正管理条例は、住民等の財産権の行使を規制することとなるため、憲法上及び法律

上適法であるか問題となります。「日本国憲法」は、第29条1項で財産権の不可侵を定めております。同時に同2条では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と規定しているため、条例で財産権規制ができるかということが問題になってきておりました。最高裁の判決では、少なくとも災害防止上の必要がある場合には、財産権の行使を条例で規制することを認めております。また、下級審の判決ですが、「公共の福祉のために、当然に受忍すべき財産権行使の内在的制約を、いわゆる行政事務条例をもって定めることも許される」とする判決もあります。現在では、学説上では災害防止の目的に限らず、条例で財産権規制ができるとする説が有力だそうです。

以上のように、住民の安全や生活環境などを保全する目的で、空き地の管理者が当然受忍すべき財産権行使の規制を行う条例を制定することは憲法上可能であります。ひたちなか市空き地等管理適正条例を見ますと総合管理型のタイプで、目的、用語の定義から所有者の責務、市長の指導、勧告、市長の措置命令、業者のあっせん、立ち入り調査等の9条からなっております。本市においても行政が積極的に空き地に対して対応していく時期に来ていると思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、空き家等の適正管理に関する条例についてでございます。

所沢市では今年10月1日から空き家等の適正管理に関する条例を施行します。今回の条例では、空き家などが管理不全な状態となることを未然に防ぐことにより、市民生活の環境保全及び防犯のまちづくり寄与することが目的となっております。空き地の適正管理条例と同様に、市は所有者へ指導や勧告を行い、さらには必要な措置を講ずるよう命令もできます。また、それでも改善がなされない場合は、市によって空き家の所有者の名前や連絡先などを公表し、最終的には警察など関係機関と協議して必要な措置を要請することができます。所有者にとっては厳しい内容であり、全国的に見ても類例がないと思っております。また、空き地以上に市民等の財産権の行使を規制することになるため、慎重な対応が必要と思われれます。しかしながら、犯罪や災害の原因となるような空き家を目の前にして何もできずにいる地域住民にとっては、この条例は改善への大きな一歩として期待されております。実際の改善への効力については、この条例の施行状況を今後注目したいところであります。空き家等の適正管理に関する条例について、本市のご所見をお伺いいたします。

3番目に、農作業事故防止の強化についてであります。

日本における農作業中の死亡事故や傷害事故が年間どのくらい起こっているのかご存じでしょうか。驚くことですが、国全体でその実態をつかむための調査は行われておらず、農水省が農作業死亡事故数を都道府県が保健所を通じて行う人口動態調査から拾い出して集計しているというのが実態であります。傷害事故に至っては調査対象ではなく、その全容はどこにも把握されておられません。

農作業事故による死亡者は、農水省が1971年に調査を開始して以降、毎年400人前後でその数は減ることはありません。2008年までの38年間で1万4,664人に上っております。発表されている最新データを見ると、2008年(平成20年)の死亡者は374人で、そのう

ち65歳以上の高齢者の事故は296人となり、事故全体に占める割合は79%と高くなっており、平成19年度の就業人口10万人当たりの死亡事故発生件数は、ついに農業が建設業を上回ってしまいました。今や農業は危険な産業になっているとのあらわれではないでしょうか。死亡事故のみならず後遺症が残った重傷事故は、死亡事故の何倍にも上ると想定されております。建設業や林業などの他産業が確実に死亡、労災を減らしてきた中で、農業はほとんど変わっていないのが現状です。

また、今年の夏は熱中症による死亡者が多くなっていますが、農業でも例外ではなく、7月24日付の日本農業新聞に「熱中症、猛暑日なお厳戒を。相次ぎ農作業中死者」と報道されました。農作業中の熱中症による死亡者の数は、全国で毎年10人前後にもかわらず、今年には既に本県や栃木、埼玉、石川などから10人近くに上るといふ報告があります。本市における農作業中の死亡者についてどのように把握されているのでしょうか。その現状をお伺いいたします。

続きまして、行政や関連機関、団体による農業従事者の命を守る取り組みについてであります。

言うまでもなく、農業は特に高齢化が著しく進展している分野であります。平成21年度農業白書において、高齢農業者の活動状況として農作業事故の実態について、白書において初めて踏み込んで表記されました。これまで遅れてきた農作業従事者に対する安全対策はもう待たなしの状態だと思えます。農水省を初めとした各地方自治体が、予算措置し事故防止の旗を振り、農業団体や関連産業が一体となって農業従事者の命を守る取り組みをすることが求められているのではないのでしょうか。注意しろと言うだけで農業者任せでは現状の危機的状況を改善することはできません。そこで本市や関連機関、団体による農業従事者の命を守る取り組みについてお伺いいたします。

労災保険の加入とその促進についてであります。多くの産業界では、労働時に事故に遭った場合、労災事故扱いになるのが一般的です。しかしながら、農作業時の事故に関して労災扱いになったとは余り聞いたことがありません。農業の場合、個人事業主、個人経営が主なので、労働関連法規の対象外になってしまいます。けがをしたらすべて自分の責任であります。農作業には危険を伴うものが少なくありませんので労災保険の加入が欠かせません。しかし農家の場合は任意なので、加入しているのは4%という低い状況です。

また、加入率に地域間格差があるのも特徴であります。事故を未然に防ぐことはもちろんですが、万が一のときの保障も営農、生活の安定には欠かせません。加入率が伸びない理由には、制度そのものを知らない、入りたくても加入窓口がないなどの理由が挙げられております。加入していれば労災での治療費は全額無料、休業補償もあり、障害が残れば補償金がある。一定の条件のもとで傷病補償年金、介護補償金もある。死亡の場合は一時金と特別支給金、遺族補償などがあることを知ると、「すぐに加入します」とJA中央会の担当者は言うておりました。本市としてもその現状を把握し促進できるよう関係諸機関と連携し、対策を講じる必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

4点目に、公立小中学校施設の耐震化状況についてであります。

文部科学省の調査によれば、公立小学校の校舎や体育館などの耐震化率は、今年の4月1日現

在で73.3%、耐震性がなく未改修の建物は3万1,665棟で25.5%、耐震診断を実施していない建物は1,469棟で1.2%です。診断結果をもとにした文科省の推計では、耐震性がなく未改修と耐震診断を実施していない建物合計が3万3,134棟のうち、震度6強以上の大規模地震で倒壊する危険性が高い建物は実に7,498棟に上っております。学校施設は子どもたちが日中の大半を過ごす場所であるだけでなく、災害時に地域住民の緊急避難場所にも使われます。一刻も早い耐震化が望まれますが、取り組み状況は自治体によって大きく開きがあるのが現状であります。

都道府県別の耐震化率は、神奈川、静岡、宮城、三重、愛知の5県で9割を超えています。一方、山口、広島、長崎、本県の茨城は5割台でワースト3に入っております。市区町村別に見ますと、耐震化率100%の地域が375自治体で全体の2割を超えております。そこで本市の耐震診断、耐震化の現状についてお伺いいたします。

常陸太田市耐震化改修促進計画の中には、小中学校の耐震化率100%を平成27年度末としております。しかしそれ以外の具体的計画は示されておられません。本市の現状を踏まえ、学校別、年度別耐震化計画についてどのように計画されていくのか、そのスケジュールと内容をお伺いいたします。

公明党の強力な推進で、平成20年6月に改正された「地震防災対策特別措置法」が今年度期限切れとなります。同法は、大規模地震で倒壊の危険性が高い学校施設の耐震化工事について国の補助率を拡大するなどして自治体の実質負担を1割程度に軽減させており、期限が切れれば自治体の負担が増えることとなります。この特措法の延長を党としても強く要望してまいりますが、特措法が今年度で期限切れになった場合、本市の耐震化計画はどのようになっていくのかご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 豊田紀雄君登壇〕

市民生活部長（豊田紀雄君） 高齢者所在不明問題と本市の実態についてのご質問にお答えいたします。

戸籍上における100歳以上の現状ですが、100歳以上の高齢者で本市に戸籍があり、いずれの市町村にも住民登録がされていない所在不明者、いわゆる戸籍上生存は228人となっております。年齢別に申しますと、100歳以上110歳未満で75人、110歳から120歳未満83人、120歳から130歳未満40人、130歳から140歳未満24人、140歳から150歳未満6人でありまして、最高齢は144歳となっております。

今後の対応としましては、詳しい調査をしまして、法務局と協議の上、計画的に戸籍の高齢者消除の手続を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、空き地、空き家の適正な管理についてですが、答弁の順序が前後しますことをお許しいただき、適正管理に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

議員発言の空き地等及び空き家等の適正化については、近隣市町村において必要に応じた条例

制定がなされていることは承知しているところであります。常陸大宮市においては空き地除草条例、水戸市やひたちなか市では空き地等の適正管理に関する条例を制定しまして、担当者を置くほどの処理件数があると聞き及んでおります。これまで本市においては、常陸太田市安全・安心まちづくり条例及び常陸太田市火災予防条例で、防犯、防災の観点から土地建物所有者の責務を定め、市、市民、土地所有者等の協働で安心、安全な地域社会の実現を目指しているところであります。

市民から、空き地に雑草が生い茂っている、空き家が老朽化し心配であるなどの苦情が寄せられた場合には、現況確認の上、その土地建物の所有者に対し直接または電話等で連絡をしております。今後も地域の良好な生活環境の確保を図るため、空き家等に関する情報も把握しながら状況に応じた対応をしてみたいと考えております。しかし一方では、最近の空き地、空き家の状況を見ますと、不在地主や所有者の高齢化により管理不十分な箇所が増加傾向にあることは確かでありまして、今後大きな課題になると認識しているところであります。

今後におきましては、現条例と議員ご提案の本市の地域性を考慮しながら条例の制定を含め、実効性の高い空き地、空き家対策の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 高齢化の所在不明に見る問題点の中で、100歳以下の独居老人等の掌握についてのご質問にお答え申し上げます。

本年4月1日現在におけるひとり暮らし高齢者は1,576人で、地区別では常陸太田地区が879人、金砂郷地区284人、水府地区261人、里美地区152人となっております。市は現在、民生委員により、毎年住民基本台帳をもとに65歳以上のひとり暮らしの高齢者を訪問し、確認を行っております。

その他の高齢者につきましては、地区敬老会事業の実施に当たり、実施主体となります公民館や町会等へ75歳以上の高齢者9,864名の情報を提供し、対象者の確認をいただいているところであります。また、敬老祝い金の支給事業であります。高齢者は今年度1,107名おりますが、できる限り本人に直接手渡しすることにより確認をしております。

以上申し上げました事業などにより、高齢者の確認はほぼできているものと考えております。なお、全国における高齢者の不明問題を踏まえての本市としての改善内容といたしましては、新たに高齢者の所在確認ができないなどの状況が生じた場合には、医療情報さらには介護保険医療情報などによる確認を基本として、本人との面会を求めるなどの努力も含めて今後確認をしてみたいと思っております。

続きまして、地域福祉計画策定についてのご質問にお答えを申し上げます。この計画は「社会福祉法」に基づき、市の基本構想を踏まえ、福祉のあり方や方向性を示すための基本となる計画でございます。策定の具体的スケジュールにつきましては、これから検討することとなりますが、今年度策定に係る手法の事前調査を行い、平成23年度には計画策定の検討方針の内部決定、策

定委員の選任などを行い、平成24年度には市民意識調査、計画素案の策定、パブリックコメントなどを実施し策定をする予定でございます。

計画の内容につきましては、地域住民や団体が行う福祉活動と高齢者福祉計画、障害者福祉計画や次世代育成支援地域行動計画など、個別の福祉計画に基づく福祉サービスを連携させる仕組みや地域福祉を推進するため、相談体制の確保、人材育成、地域住民による見守り活動の取り組みなど地域住民等の理解と参加、協力のもとに策定する考えであります。

続きまして、地域とのつながりに関し、その補完体制の施策についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、高齢者ニーズフォローアップ事業としまして、援護の必要と思われるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、年2回民生委員が訪問しております。この事業は高齢者の悩み事の相談を初め、生活状況や変更状況などを把握するなどの見守り活動を行っているもので、昨年度の実績で申し上げますと訪問者数は3,930名となっており、市内のひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯、約6,900名の6割を訪問している状況となっております。

次に、地域ケアシステム事業といたしまして、ひとり暮らし高齢者などで支援を必要とする方に必要なサービスを提供するため、一人ひとりに保健、医療、福祉分野の関係者で構成されるケアチームを組織し、高齢者等を支援する体制を整備しております。昨年度の実績を申し上げますと887人の見守りを行っております。

次に、ひとり暮らしの高齢者等の見守り事業といたしまして、調理の困難な高齢者に対して配食サービスを行っており、昨年度の利用実人数は327名となっております。また、ふれあい給食サービス事業としまして、給食時にボランティアが訪問し食事を届け、一緒に会食しており、昨年度の利用実人数は193名となっております。さらに宅配、介護の代行サービス事業としまして、商店の事業主が宅配サービスや買い物代行を行っており、昨年度の利用実人数は67名となっております。また、地区敬老会事業を初め、高齢者ふれあい活動事業といたしまして、地域の老人クラブ会議がひとり暮らし高齢者に訪問や電話により孤独感の解消を図っている事業も行っております。事業の効果といたしましては、ただいま申し上げました事業により、高齢者が生きがいを感じたり孤独感の解消が図られているほか、生活援助や安否の確認なども行われている実情がございます。

今後の施策についてのご質問でございますが、ただいまご答弁申し上げましたとおり、市としてはさまざまな事業を実施しておりますが、今後は高齢者福祉計画の策定時に行いますアンケート調査等によりニーズを把握し、さらに有効な施策について検討し充実を図ってまいりたいと思っております。

議長（茅根猛君） 消防長。

〔消防長 菊池勝美君登壇〕

消防長（菊池勝美君） ご質問の2項目めでございます空き地、空き家の適正な管理についての中消防関係2点についてお答えをいたします。

まず第1点目の空き地、空き家の本市の現状について、昨年12月以降、本市の空き地、空き

家の現状というご質問でございますが、空き地に関しましては、私ども、従来より防火対策の観点から毎年継続して枯れ草の調査を実施しているところでございます。枯れ草が発生する秋の時期から市街地に限定をいたしまして状況調査を行い、空き地の現況把握に努めているところであります。

現在までの管理状況につきましては、過去5年間の数字を申し上げますと、市街地の調査対象空き地275件の調査を実施いたしまして、約96%近くの所有者等が刈り取りを実施しております。残りにつきましても指導をしているところでございます。なお、空き家につきましては、実態調査を私どもは実施しておりませんので、詳細な数は把握していない現状でございます。

2点目の市民の声に対する行政の対応についてでございますが、消防といたしましては、従来より実施をしておりますが、枯れ草等の生い茂った空き地につきましては、たばこの投げ捨てなどによる隣接の建物への延焼危険を防止するため、防火対策の観点から常陸太田市火災予防条例に基づき、関係者に対して草刈りなどを行うよう文書や電話などで指導し、火災の防止に努めているところでございます。

具体的な指導内容としましては、関係者に対して延焼のおそれのある部分として、隣地境界及び道路境界線から3メートル程度の幅の枯れ草を刈り取るように行政指導をし、防火対策を講じているところでございます。

また、空き家についてでございますが、空き家での火遊びなどの危険性が認められ、関係者の管理不十分により起因した具体的な危険性が生ずれば、常陸太田市火災予防条例に基づき、関係者に対しまして不特定多数の者が建物内に入出入りできないよう施錠などの処置を行うよう指導を行い、火災の発生を未然に防止するための指導を徹底しながら、さらに関係機関と協議しながら防火対策を講じてまいります。消防に関しましては従来どおりの事業を実施をいたしている状況でございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 江幡治君登壇〕

産業部長（江幡治君） 農作業事故防止の強化についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、本市における農作業中の死傷者についてでございますが、現在把握をしております死傷事故につきましては、平成20年度が19件、21年度9件、22年度は8月末現在で8件でございます。このうち死亡事故につきましては、平成20年度1件、21年度1件、22年度1件となっております。

次に、農作業従事者の命を守る取り組みにつきましては、春作業に向けた農作業安全確認運動の一環としまして、国が作成をいたしましたパンフレットを各種会議の際に配布をいたしております。また、本年は田植え時期の農繁期の事故防止に向けまして、4月23日に防災無線を使いまして、安全な農作業の啓発を行ってまいりました。また、この秋の収穫期におきましても、秋季運動の一環としまして、事故防止に向けて9月3日に防災無線で啓発を行ってまいりました。あわせてポスターの掲示並びにパンフレットの配布による啓発を行ってまいります。

また、関係団体等の取り組みとしましては、ＪＡ茨城みずほが主催をします常陸太田市労災保険特別加入組合が、５月と７月に農協の広報紙を利用しまして事故防止の啓発を行うとともに、この１１月には農業機械事故防止対策研修会を実施する計画となっております。

最後に、労災保険の加入促進についてであります。毎年全国で約４００件近い農作業死亡事故が発生しておりますことから、安心、安全な農業経営と家庭生活を維持していくためには、農業機械による災害時の補償を目的とする労災保険の加入が大切であると考えております。農業者が加入できる特別加入制度を利用しました常陸太田市労災保険特別加入組合の活動の支援をするとともに、この特別加入組合への加入を促進してまいりたいと考えております。

また、今後労働基準監督署並びに茨城県農協等関係機関との連携を密にしまして、市の広報紙、防災無線等を利用しながら事故防止の啓発に努め、安全な農作業を推進してまいります。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長(中原一博君) 公立小中学校施設の耐震化状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市の耐震診断、耐震化の現状でございますが、昭和５６年６月の「建築基準法」改正後の基準で設計されました建物などの耐震化済みの施設の比率は、本年４月１日現在で５０．０％となっております。「建築基準法」改正前の基準で設計されました建物につきましては耐震診断が必要となりますが、本市におきましては小学校１１校、中学校７校が対象となっております。このうち教室、管理棟につきましては本年度中に、また、体育館につきましては来年度中に耐震診断を完了する予定となっております。なお、機初小学校、誉田小学校、瑞竜中学校の教室、管理棟につきましては既に耐震診断を完了しており、現在耐震設計を行っております。また、瑞竜中学校につきましては、設計の完了後、本年度中に耐震改修工事に着手してまいりたいと考えております。

次に、学校別、年次別の耐震化計画でございますが、耐震診断が教室、管理棟につきましては本年度中に、体育館につきましては来年度に完了する予定となっておりますので、この結果に基づき、建物の耐震性能をあらわすＩｓ値などを参考に、学校別、年次別の計画を定め、平成２７年度までに耐震改修を完了したいと考えております。

最後に、「地震防災対策特別措置法」と今後の耐震化計画でございますが、耐震改修工事に係る交付金の算定割合は、「地震防災対策特別措置法」に基づき、平成２３年３月３１日までの特別措置として、Ｉｓ値０．３未満の物については、補助率３分の２、Ｉｓ値０．３以上の物については補助率２分の１となっております。引き続き財源が確保されるよう県などを通じて文部科学省に要望しているところでございますが、学校施設の耐震改修は、児童生徒の安全を確保するため喫緊の課題でありますことから、仮に特別措置が継続されない場合であっても現在の計画どおり平成２７年度までに耐震化を図ってまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） ４番深谷渉君。

〔４番 深谷渉君登壇〕

４番（深谷渉君） ただいまはご答弁大変ありがとうございました。

今回全国的に広がった高齢者不明問題は、長い歳月に社会の底辺で蓄積されてきた様相と言えるのではないのでしょうか。現代の貧困とも切り離しては考えられません。本市の場合、先ほど述べましたように、またご答弁がありましたように、住民登録されている高齢者の生存が全員確認できております。だからといって「問題なし」ではなく、今回の問題を通し本市としても改善できるものは早急に手を打たなければなりません。住民基本台帳の管理、戸籍の管理、高齢福祉または社会福祉の部署が、縦割りではなく横の連携を密にして情報の共有をしていかなければならないと思います。今後さらに改善を期待し要望をいたします。

2点目の空き地、空き家の適正な管理についてであります。ただいま消防長からもお話がありましたように、空き地、また空き家の管理不全を指導されているということでもあります。この常陸太田市火災予防条例では、所有者等への責務を明らかにしただけでなかなか実効性が伴っておりません。ですから、対応が電話であったり、またその場で所有者に言ったりということではございません。

ひたちなか市での条例の運用状況を聞いてまいりました。指導、助言はほとんど住民からの苦情がもとで、年間平均約300件と非常に多いのに私は驚きました。かなりハードな業務であるようです。現地の調査をして不良状態と確認できれば、「空き地の適正管理の計画について」というはがきと、雑草等の除去指定業者一覧などの書類を郵送して実施しております。郵便を受け取った人は送られてきたはがきに実施予定日などを書き込み市に回答する、自分で処理が無理な人は直接業者などへ依頼することになります。指導に対する除去割合は、平均7割から8割のようです。運用上はこの指導、助言で終わっており、実際に措置命令まで行ったケースはほとんどないようです。しかし担当者は、この条例があるからこそ現地の調査や指導、助言が市民に対して積極的にできることを強調しておりました。

そこで市長にお伺いします。この条例制定についての方向性をどのようにお考えなのでしょうか。よろしくお願いたします。

農業は本市の基幹産業です。それならその農業の従事者に対し最大の見守りとしての安全対策を講じるための予算措置等をしていくのは行政の役割ではないのでしょうか。農業従事者の命を守る対策、また労災保険加入の促進を関係機関と積極的に推進していくとのご答弁をいただきました。これからの取り組みに大いに期待してまいります。

最後に、小中学校の施設の耐震化状況についてであります。耐震診断が校舎に関しては今年度中にすべて終わると。その結果に基づいて耐震性能をあらわすI s 値の低い建物を優先に学校別耐震化工事の年度計画を策定するようでありますけれども、すべての耐震化まで27年ですから5年になります。避難場所として学校の施設を利用する可能性のある地域住民に、耐震診断の結果を工事計画とともにわかりやすくお知らせしておく必要があると考えます。ご所見をお伺いします。

また、来年度から毎年何棟もの建物が耐震化工事を並行して進めていくこととなります。期間中の児童生徒への安全対策、そして、工事は休み期間中に集中してできますよう十分配慮をしていただきたいと要望いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 空き地、空き家等の適正な管理についてのご質問にお答えをいたします。

当市内におきましても空き地、あるいは空き家が今増えてきている状況でございます。これらの適正な管理ということで、これまで2本の条例でやってまいりましたけれども、その責任の明確化等もさらに必要になってきている状況下でございます。これらを踏まえまして、できるだけ早い機会にこの条例の制定に向けて進めてまいりたいと思います。

なお、今政府におきましては、住宅の密集地域等を対象として、そこが空き家になり防災、防犯上問題のあるところについては、国においてもその取り壊しの補助の制度を設定するような検討が今開始をされたような状況でございます。それらも踏まえましてきちっとした条例としていきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 公立小中学校施設の耐震化状況についての再度のご質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化状況につきましては、随時市教育委員会ホームページにおいて公表しているところでございますが、地域防災計画において避難場所として指定されております学校施設の耐震化状況、耐震診断結果や工事計画等でございますけれども、これにつきましては広報紙等で市民の皆様にはわかりやすくお知らせできるよう防災主管課と協議してまいりたいと考えております。